

わたSHIGA輝く国スポ
野洲市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下、「国スポ」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する競技役員、競技補助員等の識別用品整備について必要な事項を定める。

2 整備項目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

- (1) ADカード（カードケースを含む）
- (2) 服飾品（ベスト、帽子等をいう。）
- (3) その他国スポの運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。ただし、競技又は配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮し、一部整備品目のみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者
- (7) 視察員、報道員
- (8) その他わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として市実行委員会で指定するものとし、国スポに従事する競技役員、競技補助員等の識別を図ることができるものとする。ただし、競技団体が識別用品を整備する場合のデザインについてはこの限りではない。

6 競技共催市との協議による整備

他市と共催で行う競技に係る識別用品の整備については、当該市と協議のうえ定める。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。